

## 平成18年度第2回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成18年11月17日(金)午後2時から4時30分

2 場 所 千葉県文書館6階 多目的ホール

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

多賀谷会長、赤田委員、井上委員、漆原委員、久保田委員、齋藤委員、菅野委員、松林委員(委員:五十音順)

#### (2) 事務局職員

永妻総務部次長、中岡政策法務課長、鈴木室長(情報公開・個人情報センター)、宇井副課長、情報公開・個人情報センター職員

### 4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理の報告について
- (2) 支障事案の報告について
- (3) 情報公開制度の運用状況について
- (4) 開示請求書における受付番号の取得について

### 5 議事の概要

事務局(石村): お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。本日は魚住委員、伊藤委員、岡田委員、大野委員、大西委員、それから朝比奈委員からは欠席の御連絡をいただいています。ただ、平野委員はちょっと遅れているようです。井上委員もいらっしゃっていますので、ただ今の出席委員は半数を超えておりまして、定足数に達しております。

それでは定刻を過ぎましたので、ただ今から平成18年度第2回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

最初に本日お配りしてある資料について御確認をお願いします。お配りしてありますものを申し上げますと、次第、席次表、その下に資料1、資料2、資料3。資料3は青い冊子になっています。それから、さらに1枚だけの資料4となっています。それから、傍聴者の方々にお配りしてあります資料1の中の要請文につきましては、本文には個人名及び学校名をマスキングして参考資料は添付してありません。それから、資料

2につきましては行政文書、開示請求書及び同一請求人が出した不開示の請求書の一覧表を添付してありません。それから、資料3の青い冊子ですが、平成17年度の年次報告書となっていますけれども、傍聴者の方々には議事になりましたら事務局から貸し出しという形にさせていただきます。大変恐縮ですが、終了後はお返しいただきたいと思います。資料の御確認、よろしいでしょうか。

それでは議事の進行につきまして会長にお願いいたします。多賀谷会長、よろしく申し上げます。

多賀谷会長： それでは議事に入ります。その前に本日の議事録署名人として井上委員を指名したいと思います。よろしく申し上げます。本日は議題として「苦情処理等の報告について」、「支障事案の報告について」及び「情報公開制度の運用状況について」の3点であります。また、それに加えて「開示請求書における受付番号の取得について」の報告を予定しております。

まず議題1「苦情処理等の報告について」を取扱いたいと思います。前回の会議で14件の苦情処理の報告を受けていますけれども、それ以後13件の苦情を処理したということであります。また、情報公開事務についての要請文が寄せられております。

それでは事務局から苦情処理結果等について説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局(鈴木)： それでは資料1に基づきまして苦情処理結果を御報告いたします。まず資料1のA3のページ、1、2、3、一覧表になっております。これは17年度の苦情事案19以降の苦情、そして要請と題して提出されたものについて整理したものでございます。その後、処理結果通知等については資料として添付してございます。なお、一覧表の中で、平成17年の苦情事案20、ちょっと網かけになっているところですが、これにつきましては前回会議で報告済みのものです。

それでは今回事案が多いので、原則としてこの一覧表で御説明させていただきます。まず表の構成ですが、2段書き、上段、下段それぞれ3事案ずつ載せてあります。事案ごとに申出年月日等、実施機関、担当課、

苦情の内容、調査の状況、審議状況、処理結果等を整理したものです。説明は事案ごとに苦情の内容、必要に応じて苦情の背景、そして処理結果通知で補足があればその説明という順番で御説明したいと存じます。

それではまず、「(17)苦情事案 19」について御説明します。この苦情、申出が平成 18 年 3 月 27 日、実施機関が県議会議長、担当課は議会事務局の総務課です。苦情の内容を御覧ください。「開示請求を H17.12 にしたが、期間延長手続きもなく放置され H18.3.24 に不開示決定がされた。また、内容が改ざんされた」というものです。背景としましては、議会事務局で行った開示決定が条例で定める 30 日の期間、延長手続きもなく経過してしまったということに対する苦情です。これにつきまして、議会事務局に調査を行いました。その結果、処理結果欄を御覧ください。調査を行ったところ、請求から 30 日以内に開示決定等を行わなかった。また、開示決定等の期間の延長に関しては、期間延長の正当な理由が成り立たないことから延長通知書を出さずに決定通知書を送付したとの説明があり、当該事実関係を確認した。上記手続きは千葉県議会情報公開条例 13 条に定める基本的な事務手続きに関するものであり、当推進会議としてはこのような事務処理は改善すべきものと考え、千葉県議長に対し是正を求めたというものが処理結果であります。ちなみに議長に対する是正の通知、これが資料の 7 ページになります。会長名で議長宛てに。その意見としては 8 ページの一番下「3 情報公開推進会議の意見」を御覧ください。「調査の結果、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等期間延長通知書を送付しなかった事実があったことについては、情報公開事務に関する事務処理としては不適切なものであり、当情報推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものとする。千葉県議会議長においては、上記の再発防止策などにより情報公開に係る事務手続きの遵守、進捗状況の適正管理に努められたい」というものです。

なお、補足として説明させていただきます。議会からはこの是正の通知を受けて、処理台帳を設けて進行管理を行う旨の改善策を講じたという話を聞いております。苦情事案 19 については以上です。

続きまして、苦情事案 1 について御説明します。申出日、平成 18 年 5 月 10 日。実施機関、知事、担当課は健康福祉部の保険指導課です。苦情の内容です。「千葉県情報公開条例 7 条 2 項の補正要求の濫用」というものです。この苦情の背景をちょっと御説明しますと、請求の内容、意図するところは請求書で明らかだし、窓口にも口頭で伝えてあるはずだと。にもかかわらず、担当課から補正を求めるのは決定を先延ばしにしようとする嫌がらせであるというような趣旨と思われる。

これに対して実施機関に調査を行いました。それが処理結果のところ です。調査を行ったところ、開示請求書には窓口が請求内容を確認するために申出人から聞き取りを行ったメモが添付されていた。この内容が開示請求書の記載内容と異なるものであったので、補正通知を行ったとの説明があった。請求内容と窓口での聞き取りの結果が異なることから、補正通知を行ったものであり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったという御判断をいただいたものです。苦情事案 1 は以上のとおりです。

続きまして苦情事案 2 について御説明します。申出日、平成 18 年 5 月 10 日。実施機関、監査委員です。苦情の内容です。「担当課職員に情報公開・個人情報センター窓口で確認して、千葉県個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求をしたが、情報公開条例の様式でない申請書で請求したため、2 回請求させられた」というもので、この背景をちょっと申し上げますと、4 月 18 日に別件の行政文書の開示を実施した際に、申出人がこれで請求します、ということで自己情報開示請求書を記載し、担当職員に見せたと。担当職員は自己情報開示請求になじまないです、と説明したのですが、申出人はあえて請求したという背景があるようです。その調査結果、処理結果です。本件苦情は情報公開条例による開示請求書により請求すべきものを、個人情報保護条例による自己情報開示請求により請求させられたとする苦情だと思われる。調査を行ったところ、実施機関は申出人が苦情申出の対象となった自己情報開示請求書を提出する際に、自己情報開示請求によるべきではないとの説明を行ったとのことであり、実施機関の対応に不適切と認められる事実は確認でき

なかった、という御判断をいただいたものです。

続きまして、苦情事案 3 について御説明いたします。申出が平成 18 年 5 月 11 日、実施機関、知事、担当課が政策法務課です。苦情の内容です。「行政文書の件名の表記があいまい。文書の発行年月日、文書番号の未記載。同じ件名の文書名で発行年月日が違う場合がありうるのに、発行年月日と文書番号を故意に未記載し、行政文書の件名をあいまいに表記させようとしている」というものです。これについてちょっと背景を申し上げます。請求書には知事あてで、政法分と書かれていて、そのほか市町村課分、知事室分等々、複数の課に対して当該課が保有するそれぞれの文書の開示を求めたというものです。ちなみにこれ、文書の件名はと申しますと、「千葉県職員等の内部通報に関する要綱及び千葉県公益通報事案、保護事務取扱要綱の制定についての通知」というものです。本件苦情は、ほかの課の決定通知書の記載と政策法務課のそれとは異なっていたことから出されたものと思われまます。

これに対して調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、申出に係る開示請求に関する行政文書は決定通知書の行政文書の件名欄の表記で特定されており、この表記により他の行政文書と混同することはなく、特定された行政文書の件名は正確に記載されているものと認められた。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった、という御判断をいただいたものです。

続きまして 2 ページ、苦情事案 4 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 11 日。苦情の内容です。「行政文書の件名を内容で記載。過去の苦情申出の件名でなく内容記載の再発。336 事業者の運営規程の列記をせず、内容で記載」というものです。この苦情の背景をちょっと御説明いたします。これは平成 17 年 10 月に介護保険法が改正されました。そこで通所介護事業者が利用者に食事を提供する場合の取扱いが改められた。そこで申出人は通所介護事業者が法の改正に合わせて改正した運営規定という趣旨の請求を行ったというものです。

この請求に対しまして、実施機関は運営規定の名称には独自のものも同一の名称のものもあり、個々の規程の名称を列記する意味がないので、

「平成 17 年 10 月の指定通所介護事業者に係る食事提供加算の廃止に伴い、利用者への食事提供に係る利用負担の条項を改正した指定通所介護事業者への運営規程(336 事業者)」との件名で開示決定を行ったというものです。

これに対して調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、申出人が事業者名を特定しておらず、かつ事業所が多数あるため、個々の名称を列記する意味がなく、決定通知書の件名のとおり表記した、との説明があった。本件対象文書は請求書に記載された要件を満たす事業者の運営規程を抜き出したものである。300 を超える事業者の運営規程である、これらの行政文書の件名を正確に表記する方法としては現実的には決定通知書の件名によるほかはなく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった、という御判断をいただいているところです。

続きまして、苦情事案 5 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 11 日。実施機関、知事、担当課は政策法務課です。苦情の内容です。「開示請求書を担当課へ送付させるのを遅延させた。千葉県が国庫補助金の不正受給に加担した事実を会計検査院の今年度検査で表に出ないようにした」というものです。この苦情の背景ですが、別件の開示請求、開示決定と関係付けて、意図的に請求書の送付を遅らせた、と申出人は考えているのかもしれないというところです。

これに対する調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、申出に係る開示請求書は 5 月 2 日に受け付けたものを 5 月 8 日に担当課へ送付している。休日を除けば受付の翌日には担当課へ送付したものであり、事務は速やかに行われているものと認められた。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった、という御判断をいただいたものです。

続きまして苦情事案の 6 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 12 日。実施機関、知事、担当課、政策法務課です。苦情の内容です。「行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示がなく、苦情の申出をしたら申し出に該当する苦情でないとの処理結果が出た。行政文書開示決定通知書に行政不服審査法の不服申立ての教示を

しない違法の是正」というものです。

背景を申し上げますと、17年度の苦情で、国が開示の対象となる文書でないとしているのに実施機関が開示決定した、との苦情を申し出たところ、これは文書の特定の問題だから不服申立てができるものであり、推進会議が担当する苦情としては適切でないという処理がされた。それならば、全部開示決定通知書に不服申立てができる旨の教示を付けるべきだとの苦情と思われます。その調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、本件苦情の対象となった決定は全部開示決定であり、開示決定通知書は規則で定められた様式を使用したもので、異議申立て等に関する教示がないのは同様式によるものであるとの説明があった。全部開示決定は基本的に不利益処分ではないため、異議申立てに関する教示を付する必要がなく、規則により教示のない様式が定められているものである。実施機関の決定はこの様式に従って行われたものであり、その事務処理に不適正な点は認められなかった、という御判断をいただいたものです。

続きまして苦情事案7について御説明いたします。申出日、平成18年5月18日。実施機関、知事、担当課は保険指導課です。苦情の内容です。「異議申立てから1年近くたってから開示決定や諮問手続き、千葉県情報公開条例違反」というものです。これにつきましては調査処理結果のところを御覧いただきたいのですが、調査を行ったところ、申出人が平成17年7月19日に行った異議申立て16件について、平成18年5月15日に情報公開審査会へ諮問等を行ったとの説明があった。申出人からの異議申立てが集中しているため、類似事案の答申を得てから諮問するかどうかの判断をしたとの説明があった。審査会への諮問等は、異議申立て後、速やかに行うべきものとされており、約10カ月後の諮問等は条例の運用として不適切なものと認められる。よって、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した、という御判断をいただきました。なお、是正等に関する意見、これは資料の19ページになります。会長から知事宛てに出されたものです。

1枚めくっていただきまして、20ページ、「3 情報公開推進会議の

意見」ということで、今読み上げたとおりの内容です。実施機関においては異議申立て後、適正な期間内に諮問が行われるよう図られたいという意見を通知したというものです。なお、補足させていただきますが、実施機関、保険指導課からは、この是正通知を受けて不服申立て事案については内容を確認の上、速やかに諮問するよう、再度徹底を図ったというお話がありました。

続きまして苦情事案 8 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 19 日。実施機関、知事、担当課は政策法務課です。苦情の内容です。「自分が請求をした行政文書の開示請求の決裁書類を自己情報の開示請求でないと全部開示しないとして、行政文書開示請求で裁量開示による全部開示を拒否された。時々全部開示している担当課もある。裁量開示でなくミスによるもの。わざわざ部分開示にする手間を省略できるし、裁量開示で対応できるように改善を求めろ」というものです。この背景等をちょっと御説明しますと、申出人が申出人自身の氏名等が記録されている行政文書、これを開示請求した際に、当該情報は条例の 8 条 2 号、個人情報として不開示になる。これに対する苦情と思われます。個人情報保護条例で自己情報を開示請求することはできるんだけど、申出人は情報公開条例による行政文書開示請求においても、当該情報を本人なんだから裁量で開示しろと求めているものと思われます。

これに対する調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、実施機関に対して本件苦情に該当する開示請求は行われておらず、決定の事実もない、との説明があった。このことから、本件苦情は請求者自身の個人情報を裁量により開示するよう、一般論として求める趣旨の苦情と思われる。行政文書の開示、不開示の判断は事案によって異なるものであり、その判断に関する苦情は行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情である。よって、本件苦情を情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でないとの御判断をいただきました。

続きまして、苦情事案 9 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 22 日。実施機関、知事、担当課、保険指導課です。苦情の内容



です。「開示決定した行政文書は複数枚で構成されていたのに、文書番号の記載されている A4 サイズ 1 枚しか開示されなかった。今回も以前あったのと同じ情報隠し」というものです。これにつきましては、調査結果、処理結果のところを御覧ください。調査の結果、本件苦情に係る開示実施の際、対象文書の片面のみを実施機関がコピーして申出人に交付したことは認められる。しかし、このことは故意に行ったものではなく、後日、実施機関は訂正の申出を行っていることから、この点について実施機関に不適正な事務処理があったとまでは認められない。なお、苦情申出書の厚生労働省の交付決定通知を開示せずと記載する点については開示決定における文書の特定に関する苦情と認められ、当推進会議が担任する苦情としては適当でないという御判断をいただいたものです。

続きまして、A3 の 3 ページを御覧ください。苦情事案 10 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 22 日。実施機関、知事。担当課は保険指導課です。苦情の内容です。「平成 18 年 5 月 2 日付と 5 月 8 日付の行政文書を取得しているのに、開示請求日時点、同年 4 月に取得していないから不存在とし、開示しない理由が消滅する期日を未記入。いつもの情報隠しとイヤガラセが続いている。」これはちょっと背景を申し上げます。申出人は 18 年 4 月に開示請求を行った。その開示請求に係るいわゆる対象文書を開示決定の起案日以前に、つまり 5 月 2 日、8 日に実施機関は取得していたはずだ。にもかかわらず実施機関が不存在を理由とする不開示決定をしたということに対する苦情だろうと思われる。これについて調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、不開示決定通知書等の期日欄は開示しない理由が消滅する期日が明示できる場合に記入している。本件苦情に係る開示請求の不正受給に関する書類などを取得しておらず、そもそも申出人の主張は当たらないものであるとの説明があった。不開示決定通知書等の記述欄は開示しない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記載するものである。本件苦情については消滅する期日が明らかとは認められず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったという御判断をいただいたものです。

続きまして苦情事案 11 を御説明いたします。申出日、平成 18 年 5 月 29 日。実施機関、知事、担当課は保険指導課です。苦情の内容です。「開示請求した行政文書を特定しながら、請求日時時点で保有していないとして、その後取得したとして隠ぺいし、開示請求させなかった。H18.3.31 日付、開示請求文書が H18.4.3 (月) の保有文書であり、その存在を隠ぺいし、H18.5.19 に別件名で開示請求させた。故意に別の文書を特定し、情報を隠ぺい」というものです。これについて背景を申し上げます。平成 18 年 3 月 31 日に申出人は開示請求をした。その請求に係る対象文書について実施機関は 4 月 3 日に取得していたにもかかわらず、不存在を理由とする不開示決定をしたということで苦情に及んだと思われる。

これに対する調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、「起案日時点の文書まで特定するのは一般に困難である。申出人からは大量の開示請求があり、弾力的に対応することは不可能だった」との説明があった。開示請求に係る文書の特定は原則として請求日時点で行うものである。また、申出人から開示請求が繰り返されるため、起案時までには作成、取得した文書を特定できる状況でないという実施機関の説明もやむを得ないものと認められる。よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかったという御判断をいただいたものです。

続きまして、苦情事案 12 について御説明いたします。申出日、平成 18 年 7 月 25 日です。実施機関、教育委員会です。苦情の内容です。「千葉県教育委員会委員長が自ら定めた千葉県教育委員会行政文書管理規則によって保存を義務付けた文書を廃棄した責任を問う。再発防止とともに、当該文書の復元を求める」というものです。これにつきましては背景を申し上げますと、教育委員会宛ての開示請求について、担当の高校の校長がその請求内容を教職員に周知し、漏れなく対応するように求めた。その際、請求の内容を教職員が確認できるように請求書のコピーを切り貼りした資料を閲覧に供していた。自由に見られるようにしていた。そこで申出人が当該資料を開示請求したところ、不開示、廃棄済みだという決定がされた。そこで、文書を廃棄したのはおかしいということで、

本申し出に及んだものと思われます。

これに対する調査結果、処理結果です。調査を行ったところ、「本件対象文書は別件の開示請求の対象文書を特定するために一時的に作成したものであり、対象文書が特定された後は保存の必要がない。よって、規則の『内容が軽微で保存する必要がない行政文書』に該当し、廃棄した」との説明があった。本件対象文書は別件の開示請求の趣旨を担当の職員に周知させるために作成され、請求書の原本は別に保存されていることから、事務処理上、一時的に作成された軽微な文書と認められる。実施機関の処理に不適正な点は認められなかったという御判断をいただいたものです。

苦情 12 まで以上のとおりです。その下、その 1、その 2、その 3 とあります。これは推進会議各委員宛てに寄せられた要請等のものです。6 月 6 日、6 月 28 日、これはすでにお配りしてあるので御存知かと思いますが、先ほどの苦情 12 と関連しております。これらの要請に対しては、苦情として取り上げるのはどうだろうかということで、苦情処理調査部の意見を付して各委員にお送りし、その取扱いに関して意見を求めました。3 名の委員から御意見をいただきました。その要旨は資料の 53 ページのとおりです。

また A3 のほうに戻っていただきまして、その他の 3 のところ、さらに 10 月 2 日に推進会議委員宛てに要請文が送られてきました。この内容は苦情の申し出に対する回答がない。人権侵害が起きないようにすべきというものでした。

以上、これら 3 本の要請につきましては、一応今回、報告させていただきます。資料 1 につきまして説明は以上のとおりです。

多賀谷会長：     ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして菅野部会長から何か補足はありますでしょうか。

菅野委員：       補足はありません。

多賀谷会長：     それではただ今の報告について何か御意見等ございますでしょうか。

松林委員：       苦情事案 6 の関係ですが、処理結果のところ、下の欄の説明について教えていただきたいのですが、さらに 3 番目、全部開示決定のところ、

基本的に不利益処分ではないため、異議申立てに関する教示を付する必要がなくということを書いてございます。したがって、この事務の不適正な点は認められなかったというのですが、全部開示が不利益処分でないから異議申立てに関する必要がないという部分についてちょっと補足的に説明していただきたいと思います。以上です。

事務局(鈴木)： この開示請求制度、文書を見たいので請求します、全部開示決定です。見たいという文書をすべて開示いたします。したがって、請求人に対しては何ら不利益がない。見せない部分がないということであります。そもそも請求に対して不利益なところはないだろうということで、特に教示の必要がないと判断しているところです。以上です。

多賀谷会長： 後で確認させますけれども、行政不服審査法で 57 条から 58 条に、行政処分について教示をすることを義務付ける規定があるわけですが、基本的にそこで不利益処分について教示を義務付けている、そういう前提に立っていると思うんです。条文は確認しますが、それはそのとおりだと思うのですけれども、ただ、ここでおそらく問題になるのは、全部開示決定が不利益処分であるかないかという話です。これは裁判例で多少問題になることがあります。不開示決定は明らかに不利益処分です。部分開示決定は一部不開示のところがあるから不利益処分なわけです。ただ、全部見せたから請求したことに全部答えたというのは不利益処分ではないと一般的には言われます。

この事案、具体的にはちょっとわからないですが、問題なのは文書の特定について請求者と実施機関との間で解釈の違いがあって、実施機関はある文書について特定して、それについてすべて開示した。ところが請求者のほうは場合によると特定された以外のところも見たいのに、あえてそれは対象ではないと解して全部開示決定をした場合には、そこは法律の解釈の穴なのですけれども、若干の問題が出てくる。ただ、そういう内容かどうかというのはここからはちょっとわかりませんので。そういうことに係るトラブルだろうと思います。菅野先生、そこはどうでしょうか。

菅野委員： 事案そのものについてあまり記憶はないのですけれども、今、会長が

おっしゃったように、法律的な建前として行政処分、この開示決定もそのようなのですが、行政不服審査法等で異議申立てを教示しろと義務付けられているのは、不利益処分が行われるときには異議申立てが何日どこにできるということを教示してくださいと普通は考えられていて、全部開示の場合は通常は不利益ではなくて求めたものが全部出た。単純に考えればそういうふうに理解していますので、今まで異議申立てができますということが、県の書式には書いていないと。けれども、この人の場合はそういうことを書くべきではないか。全部開示であっても。理由としては会長がおっしゃったような、情報公開に請求をした文書の特定等について実施機関と開示請求者の間で認識が違っていることが起こり得ると。そういうときには實際上、裁判になった例もあるようなので、当然異議申立てとかそういうことをすることになるので、この人の言うには、そういう場合もあるのだからこういうことを書けと言っているようですが、一般的には書く必要はないだろうと。ただ、そういう場合があるということになると、将来的にはどういう文章を作るか。つまり全面開示が行われた場合でも、こういうことについては異議申立てができるということを文書の中で教示する必要があるかないかを将来は検討する必要があるかもしれないと、その程度です。

多賀谷会長： 建前としては最初の特定のところで両者の認識の食い違いがあったのかもしれないです。そうすると、本人がそれ以外にも、もし特定がそんなものでないということであったならば、部分開示決定でやるべきであると。どういう状況かはわかりませんが、特定作業自体が不十分であったからこういう結果になったのだらうと。たぶんそういうことだらうと思います。

齋藤委員： 苦情事案 1 から苦情事案 11 までですが、非常に関連性があるので、申出人 A というのは全部同一人物と解釈してよろしいのでしょうか。

多賀谷会長： そうでしょうね。

齋藤委員： はい。わかりました。

多賀谷会長： 今の苦情事案 6 と関係するのですけれども、苦情事案 1 から特に 4、5 あたりまでを見ると、基本的にやはり申立人と実施機関の窓口でのや

りとりがうまくいっていない、ということがかなり関係あるといいますが、補正要求の内容というのは、請求者の趣旨がわからないので特定してくださいということを実施機関の側が何回も言うわけです。それを言われ過ぎであると。濫用だという形で苦情がされている。

それから、2 のほうも情報公開と個人情報のところについて、請求し直せということについて苦情をいただいている。それから、3 の事件は若干違うのですけれども、文書の名前の表記のことですけれども、全体として窓口で両者の間に食い違いが発生していて、したがって請求者の方が3 とか4 とか5 のような苦情をなさっている。そういう感じが若干いたします。要するに4 だったら内容がわからないからということでありますが、これは両者の間で十分説明して、お互いに理解していないということの現れだと思います。

齋藤委員： それに関連してなんだけれども、資料2 のところに、9 ページに同一請求人が出した不開示の請求という欄が何ページにもわたって書かれているのですが、この請求を出したのがこちらの A3 の紙の今読み上げていただいた、申出人 A さんなのでしょうか。

多賀谷会長： そうかもしれませんが、こういうところでそういうことを議論する場ではないと思います。個人情報について聞く話ですから、それはちょっと話せない。そういうことを質問すべきではないです。

齋藤委員： そうですか。

多賀谷会長： そうです。

齋藤委員： では質問はしませんけれども、推測で言います。

多賀谷会長： 個人的に推測してください。それ以上、この場では確定しません。

齋藤委員： 推測で言いまして、たぶんそうだと私は思いますが、同じ案件を同じ日に、実施機関はそれぞれ違って、例えば9 ページですけれども、総務部市町村課、監査委員事務局調整課というのにまったく同じ内容の請求を出しているんですね。これを見ますと何かヒステリー的にパッパッ出しているように感じるのです。こういうことをお互いにするということは、今の続きですけれども、窓口と意見が全然合わないということの証拠だろうと思います。この方をこんなにいらつかせないように、出すの

は1件で、それが最後まで運用できるようにできる方法というのを何か考えてあげないと、この方、かわいそうなのですよ。要するに、行政側が行政を大人として請求者を子どもとするならば、子どもをいらつかせてはいけないと思うんです。だから、もう少し何か方法はないでしょうか。見てみると、同じ内容の同じ文書をまた9ページですけども、15から20も市町村課、健康福祉政策課だか保険指導課だとか知事部局とか選挙管理委員会に出しているんですね。

多賀谷会長： たしかにおっしゃることはわかりますけれども、行政の側に何かをして、これを解決するというのはなかなか難しいです。

齋藤委員： 難しいことはよくわかるんですけども。

多賀谷会長： 難しいからこういう会議を開いているんです。

齋藤委員： 何か方法ありませんか。

多賀谷会長： 齋藤委員が提案していただければ。

齋藤委員： なかなか私の任に余るものですから、皆さんに知恵を拝借して、申出人、実施機関双方とも労力と時間をものすごく無駄にしているような気がいたします。

多賀谷会長： そうです。

漆原委員： 同じような質問をしようと思っていたのですが、当局のほうと格別ないきさつでもあったのではないかと思うのですが、そういうことはないですか。

多賀谷会長： 個人情報保護を侵害しない範囲で答えられれば答えてください。

事務局(鈴木)： この苦情の申出人はいろいろな形で請求をされております。それに対して実施機関のほうでは、いろいろ対応はしているんです。ただ、どうも実施機関のやることについて不信を持っていらっしゃるようで、これだけ苦情の申出をされているものだと思います。以上です。

菅野委員： 今の補充になるのかもしれませんが、苦情処理の部会の責任者としてこの方の苦情の処理を行いました。この方については、この方だけではなくて、将来もそうなるのだと思いますが、情報公開制度というのは、どういう目的で使っていいし、使ってはいけないということが別に規定されているわけではなくて、行政が持っている情報を開示してほしいと

いう意志があれば、そういう請求ができる。ところが、この方の場合は、自分が考えている意見と行政が行っていることとが違っている。自分の考えていることに沿うように行政がなるまで情報公開制度を使い続けるという、こういうふうに調査の担当者としてはこの方の場合それで情報公開をたくさんされたり、苦情処理をされていると見られます。もしそうであれば、これは行政がやっていることが自分の意に沿わないから、それに沿うまでやり続けるという方に対しては行政としては措置のしようがないというふうにならざるを得ない。本来だったら会長がおっしゃったように、実施機関の窓口でお互いに信頼を持って情報公開に対して処理できるのに、そういう考えでされているというのが行政の実施機関でもわかっていますので、結局また同じものが出てきたという対応になってしまって、県側は一部不適切な対応になる場合もあるのかもしれませんが、それに対して苦情が申立てられるということで、非常に悪循環になっています。

多賀谷会長： そのほかに。

漆原委員： 2件あります。1件ずつお願いしたいと思うのですが、最初に苦情事案の4ですけれども、ここで言っている決定通知書の件名というのはどういう件名になるのですか、教えてください。

事務局(鈴木)： ここで言っています実施機関で行った件名です。ちょっと読み上げます。「平成17年10月の指定通所介護事業に係る食事提供加算の廃止に伴い、利用者への食事提供に係る費用負担の条項を改正した指定通所介護事業者の運営規程(336事業者分)」というものです。

漆原委員： すみません。後で詳しく聞きます。二つ目なのですが、苦情事案12ですが、ここの判断の材料として規則の内容が軽微で保存する必要がない行政文書は破棄してよいという規則があるようですが、その前後の文言はわかりますか。教えていただきたいのですけれども。

事務局(鈴木)： これは行政文書の廃棄という条の中で規定されています。これはどういう規定ぶりかとちょっと読み上げますと「内容が軽微で保存する必要のない行政文書は、当該行政文書による事務の処理が終わった後廃棄するものとする」というものです。その前にどんなことが書いてあるかと



いいますと、「保存期間を経過した行政文書であって文書管理責任者が保存しているものは、当該文書管理責任者が廃棄するものとする」という規定があります。行政文書を廃棄する場合には、秘密を要するものについては焼却、裁断、消去又は溶解うんぬんという規定があります。そしてもう一つ、「文書管理責任者は行政文書を保存期間が経過する前に廃棄しなければならない特別な理由がある場合」には廃棄することができると思います。これらの条文の外側ということで内容が軽微で保存する必要のない行政文書は処理が終わった後に廃棄するものとするという規定がされているものです。以上です。

漆原委員：       ありがとうございます。私は苦情事案の処理について意見が違うのですけれども、これは9月29日に苦情申出人から出た文書を受けて判断されていますよね。

      まだ説明は受けていないわけですが、某高校の職員の方から9月29日に苦情申出（要請）が出ているわけです。その前にも出ているのですけれども、37ページですね。

事務局（鈴木）： 苦情事案12、これは7月25日付けで申出がありました。処理状況ですが、9月19日に処理状況の報告を部会に行いました。実施機関の調査に関しては、10月12日に実施機関から回答、調査結果を受付けました。10月25日に処理方針の検討を苦情処理調査部会で行っていただいたという経過があります。したがって、37ページの要請については、まだ苦情の申出の処理がされていないということで要請されたのだと思いますが、一応処理のほうは実施機関への調査等々を行ったところです。

漆原委員：       すみません。37ページの苦情申し出については、これから審議するということになるのでしょうか。

事務局（鈴木）： 事務局としましては、苦情事案12については処理結果通知を申出人にお送りしております。したがって、この要請自体は、こういった要請があったという御報告だけとさせていただきたいと思っております。

漆原委員：       私が混乱しているのかもしれないけれども、廃棄したということは9月29日以前の申出者の文書にはないと思うのですが。違いますか。

事務局（鈴木）： すみません、御質問の趣旨をもう1回お願いします。

漆原委員： 内容が軽微なものについては破棄してよいという規定があります。それに該当するので実施機関の処理に不適正な点は認められなかったという判断をしているわけなのですが。

多賀谷会長： これは井上委員が苦情処理で調査をしてそういう判断をされたということですか。

漆原委員： そうですか。

多賀谷会長・菅野委員： 全体で。

菅野委員： 調査は井上委員ですが。

漆原委員： 全体でということは9月29日の分も含んでということですよね。

多賀谷会長・菅野委員： そうです。

菅野委員： 29日は独自の苦情という文書ではないんです。早くやれということを書いてきたとこちらは理解している。独自の苦情申立てとは理解していない。

漆原委員： 隣にいるのに申し訳ないですけども、ちょっと意見違いまして。申出の方が上司に対してしかるべきところへ訴えますよと言ってから、いわゆる本件文書は廃棄されたわけですね。ということになりますと、行政当局の判断にとってはそういう理解になるかもしれないですけども、本人にとっては非常に重要な文書になると思うんです。あるいは第三者的に見てもそういう状況であれば非常に大事な文書であるということになると思うのです。そうしますと、これが軽微だとは言えないのではないかと。常識的には軽微でないと思うのです。

菅野委員： 事実関係が違っている。説明してください。

井上委員： 事実関係については事務局の方から説明していただきたいと思うので。質問の前提が違っていると思うのですけれども。

事務局（鈴木）： 主な経緯を申し上げますと、5月23日に別件の開示請求があった。資料には出ていないかと思いますが、その後、その請求を一覧にした、今回問題になっている文書を作成した。そして職員に開示請求があった旨、説明し、対応を校長が指示した。

その後、シュレッダーで廃棄した。その後、今回の開示請求があった。それについては廃棄済みで不存在という決定がされた。その後に本件苦情

申出があったというような経緯です。

漆原委員のご質問は、これらの事情を鑑みれば、内容が軽微とはいえないのではないかと御質問かと思われま。これにつきましては、苦情処理調査部会でもご案議いただいたとおり、原本は別に保管されている。本件の文書は一時的にコピーしたものであるということから、内容は軽微で保存する必要がない行政文書と判断した。その判断は実施機関の判断に委ねられているのだから、それは不適正とまでは言えないでしょうということで御判断をいただいたものです。

菅野委員：　ちょっと待ってください。今のでわかりにくいと思うので、調査部会のほうから、どの文章が破棄されたというふうに調査部会がどういう文書かということを確認したかということをお願いして、それからにしていただきたいのですが。

例としてちょっと見ていただきたいのですが、支障事案報告の3ページを見てください。これはBさんのものではないのですが、例として行政文書開示請求書。この中で開示請求する行政文書の件名及び内容という欄があります。つまり、今回何を開示してほしいのかという、この部分をコピーして、そのコピーを先生方に配ったという、その文書を廃棄したという話です。それが事実だとすれば、廃棄しちゃったのではないのです。それが事実だとすれば、もともと請求書そのものの原本は残っているわけですね。それを特定させて職員の人に探させるためにここだけコピーをして文書を作った。それをもう必要がなくなったから、廃棄してしまいましたというのが実施機関の説明で、もしそうであれば、おっしゃっている重要な文書という概念とはとても考えられないというのが調査部会の考えです。ただし、廃棄されてありませんので、そうでないということになればもちろん違いますけれども、少なくとも実施機関の説明が事実だとすれば、何ら重要な文書ではないというふうに理解したという、そういうことです。こちらで。

漆原委員：　説明はよくわかるのですが、申出人の書面を見ますと単なるコピーではないと私は思えたのです。

菅野委員：　推測ですよ。

漆原委員： いえいえ。例えば、40 ページの下から 6 行目に、本件文書はすでに指摘したとおり、校長先生の事務に関する情報開示請求を改編集したものであるというふうにされています。

菅野委員： 証拠はない。こういうふうに主張されているのはわかります。僕らも読んでいますから。この方の言っていることを裏付けるものがないですよね。だからこの方の言っている、この文書だということを調査部会では信用しなかったということです。

多賀谷会長： どう改編集されていて、単なる一部だけの、コピーした以外のどういう内容が入っているかということについて十分な心証があれば話は違うのですけれども、書いてあるだけではそれ以上はいかんともしがたいという、そういうことだと思います。

漆原委員： ああ、そういう判断ですか。

菅野委員： そういう判断になったということです。この方の言い分だけでは。結局、文書があれば問題はないのですが、なくなっていますよね。文書の内容自体争いがあったわけですよね。この方の言っているとおりなのか、実施機関の説明なのか。実施機関の説明のほうが今回については事実だろうというふうに調査部会として判断したということです。

漆原委員： ということは、調査の結果、教頭先生がコピーなりしたようだけれども、教頭先生の話ではまったくのコピーであったと、こういう話だったということですね。

多賀谷会長： どっちが白でどっちが黒かわからないですけれども、黒と決まっていなところから、それについて不当だと言えない。

漆原委員： 廃棄した人の勝ちという、廃棄得ということになっちゃいましたよね。

多賀谷会長： ただし、みんな覚えているはずですから、本当にそれがとんでもないものだったら、おそらくそれは証言で出てくると思います。

漆原委員： そうですか。わかりました。

多賀谷会長： そのほか、ございますでしょうか。

それでは御意見がなければ次の議題に移りたいのですが、要請文についてはこういう要請があったということで皆様にご披露するというので、何か御意見があれば、よろしいですか。

それでは次に移りたいと思います。議題2「支障事案の報告について」です。そこで本日はまず事務局から説明を受けてから、菅野先生から補足説明をしていただいて、その後に皆様から御意見をいただきたいと思います。

事務局(鈴木): 実施機関からの支障事案等報告書を提出されましたので、その内容を御説明いたします。まずは支障事案の報告ということについてまず御説明いたしますが、これにつきましては推進会議の議事運営要領の中に規定されています。ちょっと今日はお配りしてありませんので読み上げさせていただきます。

支障事案等の調査。実施機関の報告。「実施機関等が制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案を部会に報告しようとするときは、支障事案等報告書によるものとする」というものです。そして「支障事案の調査」、これは第12条に規定してありますが、「部会は前条の規定により報告のあった事案又は推進会議から特に調査を付託された事案につき、請求の実態、実施機関等の対応について調査を行うものとする」第2項です。「第6条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する」ということで、これは実施機関等に対して調査委員をして調査を行うという規定を準用しますという規定が置かれています。

そして第3項で「部会は前2項の規定により、支障事案等の調査を行おうとするときは、支障事案等調査実施通知書により実施機関等に通知するものとする」4項です。「部会は支障事案等の調査のため必要があると認めるときは、調査委員をして、開示請求者等に請求意図等を確認させるものとする」第5項です。「部会は前項の規定により確認させようとするときは開示請求者等に通知するものとする」

「調査結果の報告」の規定です。第13条。「調査委員は支障事案等の調査の結果を部会に報告するものとする」部会は支障事案等の調査の結果を求め、推進会議に報告するものとする」という規定が置かれています。

これらの規定に基づきまして、支障事案等報告書、資料2の1ページのものが提出されたものです。これにつきまして、先日行われました苦情処理調査部会にまずお諮りいたしました。そして、今回全体会議にお諮り、

御報告するというものです。そして、これにつきまして、この支障事案等報告書、これに基づきましてご議論いただきまして、制度運営の改善につなげていくという趣旨のものです。

それでは支障事案等報告書の内容を御説明いたします。四角の中を御覧ください。支障事案等発生年月日、平成 18 年 4 月 1 日請求。平成 18 年 4 月 11 日から 5 月 2 日決定というものです。請求書につきましては、1 枚めくっていただきまして委員の方には 3 ページに資料としてお配りさせていただいております。

1 ページに戻っていただきまして、表の中の事案の内容のところを御覧ください。こういった事案かということがここで説明されています。実施機関では確認できない事実、請求人の主観に基づく事実を前提とした表現を記載しているため、一読しただけでは請求趣旨が理解できない請求。開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に、「千葉県健康福祉部保険指導課が介護保険法や同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類。国保調整交付金の手続きも含む」と記載されているというものです。

この請求に対して実施機関の対応です。対象文書が不存在であることを理由とした不開示決定をしたというものです。9 件の不開示決定、これは政策法務課を含む 9 所属で決定書を作成しております。

その下の特記事項です。実施機関は事実を確認できないので文書の特定ができない。やむを得ずその事実があった場合に存在するであろう文書を仮定し、その文書は保有していないので、不存在を理由とする不開示決定という対応をしている。すなわち文書の存否、あるなしが事実の有無の問題になってしまっているというものです。特記事項の二つ目として、このような支障に対して実施機関としては以下の方針で今後望みたいという方針、方向が記載されております。条例第 7 条第 1 項 4 号の「行政文書を特定するに足りる事項が記載されていない」として、同条第 2 項による文書による補正を求める。相当の期間を経過しても補正に応じない場合は、必要的記載事項が記載されていないとして請求を却下することも検討する。この却下処分に係る異議申立てに対する決定にあたっては審査会への諮問

は要しないということです。

ちょっと補足させていただきます。条例の7条1項4号についてです。お手元の手引きの19ページを御覧ください。手引きの19ページ、開示請求の手続き第7条の規定が置かれています。この第7条第1項4号です。まず第7条1項の本文です。「開示の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。」第4号です。「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」つまり、この事項が記載した書面を提出して請求しなければならないという規定です。ところが、そこで第2項です。御覧ください。「実施機関は開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とあります。例えば、行政文書を特定するに足る事項が書かれていないという場合、形式上の不備があると認める場合は開示請求者に対して補正を求めるというような規定になっているところです。

それでは資料2のほうにお戻りください。関連資料としてこの支障事案等報告書に参考資料がついています。委員の方には3ページに行政文書開示請求書です。そしてこの請求に対してどういう決定をしたかというのが5ページ、6ページ、7ページにつけてあります。不開示決定通知書です。いずれも請求に係る行政文書を保有していない。請求に係る行政文書を作成又は取得していないという決定をしているというものです。

次に、委員の方には9ページから21ページ。同様の不開示、不保有となった請求、支障事案に類似するような請求、対応が困難な請求を拾い出したものです。例えば、今回支障事案として取り上げました案件につきましては、10ページのNo34～42です。総務課、政策法務課、市町村課等々、9所属で同じく不開示決定をしているというものです。このような類の請求がいろいろされているというところの資料です。

多賀谷会長： すみません、今の資料は傍聴人の方にはお配りしておりません。これは特定の方の個人情報にかかわる話なので、守秘義務を負っていらっしゃる傍聴人の方にはお出ししないほうがいいだろうという私の判断で、守秘義務を負っている委員の方だけにお渡ししました。

事務局(鈴木) : ありがとうございます。続きまして 23 ページをお開きください。特定困難な請求に対する対応調査結果ということで、各県の状況を調査いたしました。その中には例えば 23 ページの上から 2 段目、これは青森県になりますが、決定の欄を御覧ください。文書不特定を理由とする却下。つまり文書が特定できないから却下しますという対応をしているところもあります。例えば、24 ページをお開きください。真ん中あたり、愛知県では文書不特定を理由とする不開示決定をしています。文書が特定できない。だから不開示にしますという決定をしています、というように、文書が特定できないから却下もしくは不開示決定というところが何件か見られます。そして、その次、27 ページ以降は国の審査会の答申の事例を 2 件、添付いたしました。27 ページ、第 1 審査会の結論のところを御覧ください。これにつきましては文書が特定できないとして不開示とした決定について取り消すべきという結論が出されたという事案です。どんな請求かといえますと、「平成 17 年度国家公務員採用 種試験第 1 次試験ボーダーラインが記載された文書」という請求に対して、行政庁では文書を特定できないとして不開示としたけれども、その決定は取り消すべきだという審査会の判断が出たという事案です。この考え方は 27 ページの下から第 3 段落ぐらい、ちょっと太字になっておりますが、太字の 3 行目、「本件開示請求については、請求文言は抽象的ではあるものの、処分庁は当該文言により少なくとも請求文書として、上記のように合格予定人数や合格最低点などが記載された文書という一定の範囲の行政文書を特定することは可能であると考えられる」ということで、不特定ゆえに不開示という決定は取り消すべきという判断になったものです。

続きまして 28 ページを御覧ください。28 ページ、29 ページ、これにつきましては文書が特定できない、形式上の不備だから不開示という決定が妥当だという判断がされた事案です。28 ページの第 1 審査会の結論のところ、太字のところを御覧ください。「文化、宗教、公益法人、社会問題の関係の文書で、特定団体等についての外務省内にある行政文書」、こういう請求だった。行政庁はこれでは文書は特定できないと不開示決定したところ、それは妥当だという判断がされたものです。



29 ページのちょっと太字になっているところの4行目くらいですか、「加えて」から読み上げますと、「異議申立人の上記請求内容は、一般的概括的な記載にとどまっており、外務省の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を欠くものであることから、本件において法4条1項に規定する『行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項』が記載されているとは認め難い」という判断がされたという事案です。

支障事案の報告、概要は以上のとおりです。よろしくお願いたします。

多賀谷会長： それではこの支障事案につきまして、まず菅野先生、どうぞ。

菅野委員： いま事務局のほうから御説明いただいたことで大体わかっていただいていると思いますが、この方については今年の4月から7月まで4カ月間で約300の情報公開請求をなされた。それも1枚の請求書で例えば3ページを見ていただくとこういう形の請求をされる。そうすると、少なくとも1枚で実施機関がいくつも書いてありますと、同じ請求がそれぞれのところに行くということになって合計で300となるわけです。現実的には9ページ以下でまとめられておるところで請求概要、決定書の件名、これはほぼ請求について決定書で件名を特定しているわけなので、決定書の件名のところで見えていただくとおわかりになると思いますが、一番わかりやすいのは11ページの上から、54あたりから見ると、結局「鋸南町の国保調整交付金の不正受給についてわかる一切の書類」とか、これは鋸南町に対してこういう形のものがわかる文書というものを千葉県に請求される。基本的にこの方の場合は国保調整交付金の不正受給があると。それについて県が加担をしているという考えに立っておられて、それについての厚生労働省の見解と県の見解が違っていると、こういうふうを考えられていて、それに基づいて情報公開を多数出されているということになります。したがって、不正受給がわかる文書みたいなこと以外に、同じようなことになりませんが、10ページの43、「千葉県健康福祉部保険指導課が国保調整交付金の不正受給に関与していることがわかる一切の書類」とか、何々の違法がわかる書類ということで、結局根底にあるのは国保調整交付金の不正受給が行われて、それについて町も県のほうも是正をしないのはおかしいとい

う、それについて情報公開を多数出されているということで、情報公開の本来ですと、目的を超えて濫用に近い形になっている。毎年、国保調整交付金が出るわけですがけれども、出ると毎年同じ内容で情報公開をされているというのが実態です。それによって、実際上は、特に健康福祉部保険指導課ですか。このあたりはかなりこの情報公開請求によって本来の業務ができないという状態、これをやらないとまた期間的な問題とかいろいろの問題が出てきますので、これを処理するためにかなりの労力をかけなければいけないということで、実際には業務に支障が出るということまで言っておられるという状況になっております。

情報公開条例の本来4条によれば、条例の定めるところによって適正に請求しろということと、6条で濫用してはいけないよという、これは権利ですから、権利というのは濫用にわたるということが現実にありますので、そういうことはしてはいけないよという規定を置いていますけれども、どこからが権利濫用になって、どういう場合は権利濫用になるから応じないということの特に条例で定めているわけではないので、一般的な禁止規定で終わっているということで、今回、事務局の御説明によると、これを不特定という、情報公開請求の対象が特定されていないという形でできれば処理をしたいという意見を持っておられるということのようです。それがいいのかどうかというのは、ここでぜひ皆さんのほうで議論をしていただきたい。

行政が違法な行為を行うということはあるわけですがけれども、少なくともこの件について国保調整助成金が違法なのかどうかということは私は正直言ってわかりません。少なくとも厚生労働省が毎年行って、実施されているわけですから、この方が考えているような違法なことが行われているということではないのではないかと思いますので違法な行為を是正するために情報公開請求を行って、資料を収集して、それで行政の違法を正すという目的等からは、この方の場合ははずれているのではないかと感じているというふうに思います。以上です。

多賀谷会長： ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

松林委員： 1ページの特記事項の一番最後のところの、この却下処分に係る異議申

立てに対する決定にあたっては審査会の諮問を要しないという根拠と、情報公開条例の第 20 条の関係を教えていただきたいのですけれども。

事務局(鈴木): 却下処分に係る異議申立てに対する決定にあたって審査会の諮問は要しないということと、条例の 20 条との関係について御説明いたします。

手引きの 94 ページです。第 20 条、「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁判をすべき実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、すみやかに千葉県情報公開審査会に諮問しなければならない」と規定されております。その開示決定等について不服申立て。では、開示決定等というのはどういう意味かといいますと、これが前のほうで読み替えられておまして、60 ページを御覧ください。第 13 条です。前条第 1 項及び第 2 項の決定、これを開示決定と読み替えております。では前条第 1 項及び第 2 項の決定というのは何かといいますと、53 ページを御覧ください。12 条です。12 条 1 項は「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは決定し、通知しなければならない」全部開示又は一部開示のことを規定しております。第 2 項は何を規定しているかということ、「全部を開示しないときは開示しない旨の決定をし、通知しなければならない」ということで、却下については条例 20 条の中の開示決定等には含めていないということで、審査会への諮問は要しないと整理しているところです。以上です。

多賀谷会長: 20 条 1 項 1 号で不適法であり却下するという形で、審査会での審議は基本的に当該申立てが不開示事由に該当するかどうかというそういうことを基本的に審査するものですから、明らかに不適法であって却下する場合には条文の規定によれば審査会に諮問しなくても……。たしかに微妙な場合もあり得る。本来ならば棄却しなければならないものを却下してしまったという事例があることは事実です。

松林委員: 先ほど御説明いただきました 27 ページの人事院の国家公務員のボーダーライン、この説明では 13 項目あるからということで、特定していないよということ人事院は不開示にしているのですけれども、これは取り消すべきであるということで最後の文章、「また」のところからその下ですか、当該文書についての情報を審査請求人に具体的に示し、その意思を確認する

ことも可能であったと考えられるということで、取り消すべきであるということで審査会の意見が出ています。こんな部分、支障等事案で先ほどの多数、件名が多い部分についてのご心配はわかるのですけれども、こういう部分の人事院みたい文書に対するものについては、不開示としたものについても審査会で逆の結論が出ているという部分もあるので、要望としましては、単に条例で規定がないというところではなくて、見直し等も含めて検討していただければと思います。以上です。

井上委員： ちょっと誤解があったら訂正していただきたいのですけれども、条例 20 条の不服申立ての却下の問題と、ここで支障事案の報告書で挙げられている開示請求の却下の問題は、ちょっと違う問題だと思うのですけれども。

多賀谷会長： 審査会に諮問をするかどうかという話はこの所掌外なんです。この議論は特定されていないということで却下するかどうかについて話をするのではなくて、実施機関が却下した事案について審査会に諮問するかどうかという話は、我々は関係ない。ここでは所掌の範囲外ですから、それについてここで、知事に対してそれについて意見をするという権限はないです。ご趣旨はわかりますけれども。

井上委員： たしかに余計なことが書いてあるから私も、誰かが言うかなと思いつて。

多賀谷会長： そのほか、御意見ございますでしょうか。御意見がございませんでしたら、私もある程度菅野委員の御意見に賛成なのですから、特定できないからということですべて却下をすることを一般的に認めるといことはかなり危険な話で、かつてある有名な大きな自治体がそれをやってきたことがある。少しでも名前が違えば全部却下、認めない。それをやるということは情報公開制度をかなり機能マヒに陥らせるので、それは一般的にやるべきではない。したがって、文書が特定されないということで却下ということを実施機関が濫用してはいけない。しかし、本件については、今までの報告から見て、これは少なくとも特定できないということで却下して仕方がないような事案であろうというふうにこの委員会としては判断する。だから、そういう却下は仕方がないけれども、ただしそれはほかの場合でも一般的に特定できないということで、却下はしないでくれと。

これは散々、申立人といろいろ特定の努力をされて、それでもなおかつため、向こうの方がそれでもなおかつ出してこられるという特殊な事例なのでしょうがないという、そういう結論にしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それではそういう処理にしたいと思います。

多賀谷会長： それでは、時間もだいぶ経過していますので次の議題に入ります。議題3は情報公開制度の運用状況について。事務局から御説明してください。

事務局(鈴木)： それでは運用状況を御説明いたします。お手元の冊子、資料3について御説明いたします。これは年次報告書です。これにつきましては運用状況の部分と資料編とで構成されています。年次報告書、例年11月ごろ作成いたします。文書館の行政資料室にも配架しますし、千葉県ホームページにも掲載いたします。運用状況のところでは、いわゆる概要の部分につきましては、前回の推進会議で主な内容は御報告させていただきました。今回、特に資料編がついておりますので、そこらへんを中心に御説明させていただきます。まず、運用状況のほうを簡単に御説明させていただきます。1ページを御覧ください。運用状況ということで、17年度の請求件数、2万702件です。16年度に比べて増えておりますのは、建築計画概要書であるとか、消防設備の委託契約書の関係、特に請求されたということとを前回御説明させていただきました。そういった事情があります。また、17年度の4月からファックスによる請求も受け付けたということも、ひょっとしたら増加に寄与しているのかもしれませんが。

続きまして3ページをお開きください。実施機関別の内訳というものです。知事においては各部ごとの件数を計上してあります。御覧になっていただきますとわかりますように、17年度、知事の県土整備部、9,219件、これは建築計画概要書などです。そして教育委員会、7,654件、これは事故報告書や復命書、消防設備の委託の関係などのために件数が増えているというものです。そして、続きまして4ページをお開きください。4ページは各部局ごとに請求の多い所属3つ、そしてその件数を明らかにしたものです。これによりまして請求対象の分野、おおむね明らかになる。なおかつ正確な数字だということで、このような表を作成した次第です。ここで特徴的なものは健康福祉部の保険指導課、670件、これは介護保険関係

かと思われます。そして県土整備部の各センター、数字が伸びております。そして、教育委員会の千葉商業高校等々が特徴的な請求がされているというものです。

続きまして、不服申立ての状況ということで、5ページをお開きください。表5のほうです。17年度、150件の不服申立てがされております。16年度に比べて相当増えておりますが、主に介護保険等の関係で増えているものだろうと思われます。以下、6ページからは個人情報保護制度の運用状況ですので、ここらへんは説明を省略させていただきます。

資料編について次に御説明させていただきます。資料編の1ページを御覧ください。今回作成いたしました年報、この資料編の作り方を前年度とちょっと変えております。この表の一番上のほうを御覧いただくとわかりますが、まず知事、1万1,732件、総合企画部203件、知事室87件とあります。つまり実施機関ごと、実施機関の各部局ごと、そして部局内の各室ごとに請求を整理いたしました。これまではただ時系列に請求をざっと並べただけだったのですが、今年度分は各所属ごとにどういった請求がされているか、わかるように工夫をしたところです。そして、17年度中に決定を行ったもので、特徴的なものを御説明いたします。

例えば18ページを御覧ください。下から2行目です。保険指導課のところですか。670件。そして保険指導課が18ページからずっと続いて、実は42ページまで保険指導課です。これは介護保険の関係の請求が大半だというものです。そして、例えば19ページを御覧になっていただくとわかるように、不保有という理由で不開示としたものが相当数あるというのが特徴の一つです。

次に特徴的なものといましては、64ページをお開きください。県土整備部です。9,219件とあります。山武地域整備センター、1,176件。その2段下です。これは17年9月7日付けのところですか。件名は建築計画概要書、第2面、第3面等々、ほか470件ということでまとめて請求されているものです。11月4日、届出書がずらずらとありますが、これは建設リサイクル法による届け出。これも建築計画概要書と同じような目的で請求されたものだと思います。これは県土整備部、どこの所属も同様です。

次に 101 ページを御覧ください。真ん中あたり、教育委員会です。まず、千葉商業高等学校があります。そのすぐ下ですか、消防用設備保守点検委託契約業者契約に係るもの、これが 5 月 24 日、8 月 29 日受付分、9 月 6 日受付分、いずれも消防用設備の点検の委託契約書関係が請求されております。これは千葉商業高校だけでなく、各高校、各出先同様に請求されているというものです。

請求の特徴的なものは以上のとおりです。そして最後に、217 ページをお開きください。これは不服申立ての処理状況です。担当課のところを見ていただくとわかりますが、保険指導課、市町村課、また保険指導課、選挙管理委員会、監査委員、これらは主に介護保険関係の文書に係る不服申立てです。年報の説明、おおむね以上のとおりです。よろしく願います。

多賀谷会長： ありがとうございます。何か御意見、御質問等がありますか。

漆原委員： 意見じゃないんです、すみません。223 ページが何だかわからなくて聞こうと思っていたのですが、よく見てみたら 221 ページが二つありましてね。

多賀谷会長： みんな同じですね。222 ページがないんですね。

漆原委員： そうなんですね。

事務局（鈴木）： 大変失礼しました。

多賀谷会長： そのほか、ございますでしょうか。

久保田委員： 先ほどの支障事項のときにお話ししなければいけなかったのかなと思ったのですが、同一請求人から出された請求という形でこのときあったのですが、先ほど菅野さんがおっしゃられていた 6 条の開示請求権の濫用の禁止……。

多賀谷会長： 4 条ですね。

久保田委員： 4 条ですか。これについて誰がどこで言うのか。窓口で言うのか、どこで言うのか、ちょっとわからなかったんです。

多賀谷会長： それは実施機関が判断する。窓口じゃなくてね。

久保田委員： わかりました。

多賀谷会長： まだ濫用という形では拒否していないわけですけども、それを拒否す

る場合にはまさに実施機関がしなければいけない。ただ、今までそういう事例はないですね。たぶんそういう判断をするときには、ここの委員会にも何らかの形で打診があるということだろうと。そのためにこういう委員会が開かれているとご理解ください。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に報告案件の開示請求書における受付番号の取得について。前回、推進会議で議論しましたけれども、その後の検討状況について事務局から御説明してください。

事務局(鈴木): お配りしてあります資料4を御覧ください。開示請求書における受付番号の取得についてということで、前回の推進会議で受付番号を取る方向でお話を申し上げました。そして、その経過を次の推進会議で報告するよというお話がありました。現在までのところを御説明いたします。概要、効果、そして絵の下に採番制度の概要というものがあります。

おおむねの制度設計としまして、まず1点目、開示請求書を受け付ける。そして収受印とともに受付番号をつける。開示管理システムへ請求書登録する際に、受付番号も併せて登録する。そして決定通知書に受付番号を記載し、どの請求に対する決定であるか明らかにする。おおむねこんな制度設計です。

今後のスケジュールです。開示管理システムの変更、これを19年1月に予定をしております。そして、行政文書等の開示等に関する事務取扱要綱、この改正を3月に行いまして、各実施機関への周知を図った上で、受付番号、これは19年4月からスタートするようにしたいというようなことを現在、考えているところです。受付番号の状況は以上のとおりです。

多賀谷会長: よろしいでしょうか。それでは本日の議題等はこれまでですけれども、次回の会議に取り上げたいテーマ、もしくは事務局に要求したい資料等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではそろそろ会議も終わりに近づいてきますけれども、最後に本日傍聴されている方で発言をされたい方に発言を認めたいと思います。傍聴されている方、発言したい方は挙手願います。順番にどうぞ。



傍聴人（浜田氏）：今日は私、資料を持ってきましたので、今、委員各位にお配りさせていただきます。浦安に住んでおります浜田と申す者です。今日初めて傍聴させていただきましたが、たいへん参考になり、勉強にもなりました。

一つは、明治憲法下における会議のように行政を親、請求者県民を子どもというような例え方というのはついぞ聞かないものですから、大変勉強させていただきました。

今日参ったのは傍聴とつながってくるのですけれども、公文書公開条例が1988年、それに遡ることの2年ぐらい前から行政は準備を始めまして、約20年たっております。この間、私も開示請求、公開請求をかなりやりましたけれども、例えば今お配りしました資料の3ページを御覧ください。これはマイクロテープレコーダーです。行政側は開示の場でひそかに盗聴をしておりました。これは現物のテープです。このことについて、実施機関、知事部局のほうにかなり指摘をしましたが、一切連絡がありませんでした。公開という名前とは裏腹に、開示請求をする私たち請求者県民はかなり行政機関のほうから、言葉はきついですが、攻撃を受けております。

今回、苦情処理のほうで、先ほど12番目でしたか話が出ておりました苦情のご相談をしたのが私であります。本人が今日、来ておりますので、若干感想を述べさせていただきますと、菅野さんも、それから今日ご尊顔を拝見したいと思って参ったのですけれども、井上委員、誠にありがたいことだと思っておりますけれども、ざっとした印象で申し上げますと、かなり事実と違う話を前提に結論を出されておられる。

例えば、今のことで申し上げますと、6月5日に管理職に対してこれは人権侵害につながる重要な文書だから保存をしておいてほしい。管理職のほうはコピーを取ってはいけない。マル秘文書だ、筆写するのには立ち会う。なぜこれが軽微な文書になってしまうのかということです。これを復元したものはすでに知事部局にも届けてあります。

実はこの軽微な文書と情報公開推進会議でされた文書が起因して人権侵害が起こって、法務省法務局は今どうしているか。実際に2つの

学校、県立高校に人権侵犯で調査に入っているんですよ。ところが、あなた方の結論は不適正とは言えないということなんですね。この破棄が。明らかに証拠隠滅じゃないですか。私はこれをもって告発もできないでいるんですよ。結果があれば必ず原因がある。その原因については、あなた方が軽微な文書で破棄しても、全然これは問題ないとおっしゃった文書そのものなんですよ。私は当然保存してくれと要請した。このことについては、その様子がテープに録取されている。管理職もそれは知っている。そのことについてここに来ているけれども、情報公開センターの柴崎さんにも現に伝えてある。記録もありますよ。これが何ゆえに軽微な文書としてシュレッダーにその後かけられるのか。これは千葉県条例に言うところの県政の公正な運営の確保とどういう関係があるんですか。まったく逆じゃないですか。まさに行政が盗聴行為を行って県民を痛めつけた行為に連なる行為ですよ。もしそこらへんが精査できなかったと言うならば、苦情される県民というのは何らかの理由があるわけですから、苦情を申し立てた人に聞いてみればいいじゃないですか。それを行わないで一方的に実施機関ないしは文書課の話聞いて判断をなさるから、全然違う結論になってしまっている。申し訳ないですけども、先ほど申し上げましたが、1986年からここにいますけれども、中谷先生も含めて、地を這うような活動を続けてやっとここまで来ている。情報公開というのは県民の権利擁護、あるいは明るい社会を築く一つの大変重要な契機になるわけです。ですから、私は委員各位にもものすごく期待をしていた。しかし、若干がっかりしたのは、先ほど申し上げましたように、推測の話とは言え、請求する県民に対してヒステリーだと、行政は親で請求者は子であるというところから出発して、菅野さんもそうでしょうけれども、私の案件については行政から正しい情報を得ておられない。県民の期待が大きいだけに、ぜひ県民の中に情報公開制度がどのように現実に浸透しているのか。またその裏側で請求をする県民各位に対して行政が目に見えない手段を用いて威圧行為を行っていないのかどうか、きちっと中立的な立場に立ってやっていただきたいと思います。

今日お持ちしました資料は、末尾のほうでは若干関係ないことも入れていますけれども、私は高校の教育現場で働く者として、子どもたちがいじめに遭って、命の危険にさらされている。これを防ぐためには学校の中において教員同士の健全な議論が保証されなければいけない。しかし、千葉県においては情報公開があるがゆえに、職員会議録に教員の発言を登載しないという動きが強まっていて、証拠を残さない。教員たちが無力感にひたっている。ここらへん、ぜひ目をつけていただいて、あるべき情報公開の姿に持って行っていただきたい。最後になりますけれどもどうもお前は情報公開推進会議の機能を拡大解釈しているのではないか。拡大解釈というのは期待の表れというふうにとらえてください。以上です。

多賀谷会長：       ほかの方の御意見を。

傍聴人(村越氏)： 千葉市に住んでおります村越と申します。今日の推進会議の経緯を傍聴しまして、いささか寂しい感じがしております。というのは、過去の資料もちょっと見ながら聞いていたのですが、情報推進委員会が平成15年7月10日付けで情報公開の推進に関する提言という形で取りまとめをされました。この中でまさにいま議論されているようなことを一定の結論を出して提言を出していただいて、それがこの推進会議に結びついたら、このように私は理解しているのですが、またどうも同じような議論をここで繰り返さなければならない。多賀谷先生はじめ皆さん、いろいろご努力いただいているけれども、どうも行政のほうは進んでいないのかどうか。結果として同じような議論を繰り返さざるを得ない。これは非常に寂しい感じがいたします。

推進会議がスタートして、行政と県民の間に立つ推進会議というように私どもは理解してきているのですが、ぜひ当初の理念にたった形で推進会議を進めていただきたいと。そうではない現状が見えるのではないか。このように考えられます。

それと、国の行政の情報公開はどうもかなり進んでおりまして、ほかの自治体も含めて比較検討できるような情報がございます。そうしますと、千葉県は果たして情報公開の推進県として自慢できるような

体制になっているのかどうかということでは、いささか違うのではないかという感想を持っています。それと情報公開推進会議のよって立つところと違って来るかもしれませんが、推進会議の委員の皆さんも、そのへんの情報も含めて御判断をいただきたい。今日の異議申立ての中で、特定の人が多く苦情申立てをしている。毎年同じ請求をしていると。こういう事例も紹介されました。毎年同じ情報公開請求をしているということは、まさに行政が対応がうまくできていない。むしろ、毎年同じことを請求しているのなら情報提供をできるような体制を取ったらいいじゃないですか。それが情報公開を推進しているということにつながるのではないのでしょうか。それは行政側に反省を求めたいことだと思いますけれども、情報公開推進会議として、ぜひ当初の理念に立った議論をお願いしたいと申し上げます。

傍聴人(田中氏): 先ほど村越さんのほうからもお話があったように、われわれ県民の声として、この情報公開制度のあり方がどんな方向に進んでいるのか、非常に注目しているのでございます。最初、できたころ、多賀谷先生はじめ関係者の皆さんのご努力により傍聴者の方にも発言の機会に気配りをされたということについて、私ども大変勇気100倍で感謝いたしております。そこで、これは事務局のスタッフの方をお願いがございまして、というのは、千葉県内の各種、いろいろな会議がございまして、これは情報公開の手引き、情報公開推進会議の運用面についても、当時の室長の和田さんのほうからもお話があったように、県民は情報公開制度の運用の改善に関する意見を推進会議に対して述べることでできるところおっしゃっています。そこでお願いがございまして、ということ、たしか平成15年度の頃だと思うのですが、千葉県の各審議会の、総数が当時232件ございまして、その中で情報公開、これは非公開とされているのが約70%。そこでいろいろな会議がございましてけれども、議事録として作成されているのが40%前後だと。それではいま3年経過しておりますけれども、平成17年度、もしくは平成16年度の時点でもよろしいのですが、一番最新のチェック状況、これについての資料作成はどうなっているのか。進捗状況はどうなっているのか、

どういう方向に進んでいるのか。後日、情報を開示していただければありがたいと思っています。申し遅れました、田中でございます。

傍聴人(中谷氏): 中谷と申します。私はいつもとんちんかんなことばかり言っているものだから、今日は資料を整理してきましたが、最近、だいぶ県政も、しかもこの推進会議があるために大分変わったなということを声を大にして言おうかと思ったのですが、何か今日のは本当に個人情報はどうたらこうたらで皆目流れについていけなかったということでありました。そこでちょっと中座してまたここへ帰って来たときに、浜田氏の元気のいい声でやっと目が覚めて頭の回転がよくなったという状況であります。

まず最初に申し上げます。お配りしました発言の要旨と資料集、この二つであります。まず、発言の要旨にしたがっていいますと、キーワードとして私が退職してから10年目になろうとしているのですが、情報公開をそれからずっと10年近くやっているのですが、何のためにやっているのかなということを自分自身に自問自答してみました。行き着くところが情報公開条例の前文にありますものなのですね。県民の県政に対する理解と参加を促進しというところ、これに勇気づけられたわけですよ。ぼくがやっていることは県政の役に立ったのだなと思ったんです。

例えば言われもなき大量請求をした覚えはないんだけど、大量請求という、教育委員会側の発信で県をあげての大騒動になった。ところが、こういうことがありました。ある人が県議会の議員定数の問題で、へたすると今のままで6年もやられると。この次の選挙のときも今のままでやられると。町村合併があつたにもかかわらずですよ。これはおかしいんじゃないか。すぐに裁判をやろうということで、裁判記録。日本国憲法制定以来の裁判記録を全部出せと言ったら、当然延長がかかった。よく聞いてみたらまだ整理していないんだということだったので。ところが、延長がかかって今日出ましたけれども、かなりの膨大な量が出ました。それをある県民が買った。たまたまどこかである議員と会ったときに、選管はしっかりしている、おれが今

までの定数訴訟の裁判記録を出してといえはすぐ持ってきた。県職はよくやっているということがあった。そうすると、ぼくらは請求があるからやったのであって、できたのであって、県政の発展に貢献しているのかなと思ったことがありました。これは残念ながら前座ですが。

それでは、理解をするためにはどうするのかということをやっているわけです。こういうところに出させてもらって、先生方のお力を借りて、開かれた審議会等になるように努力していただきたいと思えます。

それから、参加というのはなかなか難しいんですね。どういうふうに参加するか。議員じゃないですから、だからやっぱり行政がおかしいところをそれなりにコメントするのも大事なのかなということを考えています。

そこで一番の問題は政策過程が出てこないんですね。本当は今日、さんがいればかなり彼がいいデータを持っているので、それに基づいてやってもらうとよかったと思うのですが、彼は裁判の関係で席をはずしてしまったと思うので、残念ながら言えないのですけれども、これはどういうことかということ、東金病院が今なくなろうとしているんですね。そこで病院局長が東金病院のほうにあまり収益上がらないからということで、今度ベッド数を減らすのかな。それを指示をしたわけですよ。その指示という文書を発出したんです。その発出する経緯のわかるすべての文書を出せと言ったら、発出した文書だけしか出てこない。経緯が出てこない。ぼくらはかなり多くそういうことを経験しているのですけれども、要するに千葉県の県庁のお役人は非常に頭がいいから、阿吽の呼吸で誰かがあって言うと、上のほうがあって言うと、起案者はガラガラっとすぐに文書を作ってしまうと、それが出てくるということになっているのではないか。この推進会議を中心に、このへん、するどくメスで切り込んでもらいたいと思えます。あとで資料で御説明申し上げます。

3番目に、そうは言ってもいろいろな変化の兆しがございます。1週間ぐらい前にあったんですが、第13回千葉県国土整備部何とかか

んとかという監視委員会がありまして、ここでうれしい発言が2人から出てきました。これは地方の国交省から補助金をもらって事業をやっているんだけど、それがグッタラグッタラやってなかなかうまく進んでいないと。また延長するんだということがありまして、行政側の不手際があって、また延長ということになったときに、委員がいて、ここで何を論議しているんだ、この委員会の存在意義は何だということをおっしゃった方が2人いたんですね。ぼくも県政に参加するために、あるいは情報を得るためにいろいろな審議会等に行っているんだけど、こういうふうに自分の足元にピントを当てて行政側に疑問を投げかけられたというのは、これが初めてなんです。でも、彼らがそういうふうに言ったのは、やっぱり少し大きな流れの中で委員がそういうところを感じておっしゃったのかなとも思っているんですけども、これが一つ。

それから、教育ビジョン策定作業部会というのがあります。これは全体で25人。いま1人、県の職員がいたものだからあわてて辞めたというのがあって、結局24人だそうですけれども、これは選任のプロセスがおもしろかったんですね。まず千葉県の教育委員会は中学校の生徒が通学する範囲で1カ所、それを単位としてミニ集会をやって、その中で活発な意見を言う人、あるいは運営に携わった人、その目星をつけておいて、ピックアップして、今度はそういった人が核になって、今度はビジョン策定、作業部会の委員を選んだ。要するに、項目から選んだ。その選考委員をミニ集会のときの中心人物というのかな、その人がなったということです。行政は手を染めていない。

今まで、ぼくが経験しているところだと、だいたい行政の意にかなった人が選ばれる。あるところで話に言ったときに、私たちのところには何とか会議がありますからと言ったので、その選考は誰がやるんだと言ったら、結局あなた方の眼鏡のかなった人を選ぶんじゃないですかと言ったらぐうの音も出なかった。黙っちゃったということがあるんですね。これはかなりおもしろいところだなと思っております。4番目、この場で言うのもどうかと思った部分もあるんですけども、

ぜひ討議してほしい事柄として四つありましたので、後で読んでおいてください。時間がありませんので。

それから、次の資料のほうにいきます。A から書いてあるほうです。これは外郭団体経営見直し策定指針というのがあるのですが、この策定に係る会議資料一覧というのがあります。これは某市の市民が外郭団体というのは無駄ではないかという発想の元に、開示請求をしたときに決定書についてきた、いっぱいあるから別紙ってありますよね。決定書についてきた資料であり、文書であります。ところが、開示のときになりましたら、A2 を情報提供でくれたんです。これは非常に便利なんですよ。どういうことかという、項目のところも第 1 回幹事会。この幹事会をどんな構成メンバーかという、課長なんですよということである。次に同じく 17 年 6 月 9 日には第 1 回検討会議になっている。今度は格が上がりまして部長クラスでやっているんですよというのが出てくる。次のすぐ脇、議題もちゃんと入れてくれた。こういう議題でやって論議して、こういったものが出てきたんだと。これは市民によって開示の仕方が非常に役に立つものであった。

もう一つ、さっき意見のところで言った経緯がわかることです。ここがポイントです。議事録もちゃんと作っているんです。だけど千葉県の場合は全然出てこない。それで行政の参加だのといっても、県民はまずできっこないですよ。あらゆるもの、その会議のたびにやっているということ。これはぜひ学んでもらいたいということです。

次に B にいきます。これは不開示決定。名前を出したっていいんですけれども、黒塗りでありました。期間限定、僕はしていないものでしたからやりましたけれども、これはどういうことかという、県民に高圧的に臨んでいる文書、これもある 1 人の役人がさっと考えて作ったもので、責任者が誰かわからないというものです。その文書は裏にあります。住民監査請求に係る陳述についてというものです。これも県民がある事業に対して膨大な金をかけていく。しかも、これは時代後れの事業だからというだけで、それこそ大勢で住民監査請求をやった。意見陳述もあった。それを踏まえてこういう文書を作り上げ



てきた。

今どき「ねばならない」とか何とかって、こんな文書、刑務所にもないんじゃないかと思う。刑務所でも今はないはず。県民の目線はまったく持っていない。監査委員事務局はしようがないなと思うんだけど、こういう姿勢でいるから、住民の皆さんで監査請求に答えるとえらいのではないかなと思っている。

同じく次の C1 をいきます。これは、さっきぼくは委員をほめたんだけど、どうも事務局は何かを怖がっている。結局これは成田がらみがあるんですね。ですから次の C2、裏側へいきますと傍聴人に警戒をしている。これもやむを得ないのかなと思うけれども、「糞に懲りて膾を吹いている」からこうなってしまうのかなという感じをしています。これも高圧的に傍聴人に望んでいるというものであります。

次に D1、D2、これはこの会議が発足するときにいただいたものであります。改めてこれを出したのは、もう1年半たちましたから、委員の各位も改めて、自分が委員をおやりになってこれでよかったのかどうかという反省する材料にさせていただきたいということで僭越ながらこう書いたものであります。特に県民を名乗る、公募委員を3人、有識者が5人、そのほか今度は県民代表という方がいますけれども、特にその2番。委員各位に対する要望についてということです。これは重く受け止めておいていただきたい。特に2のところ、団体代表がいますけれども、あて職で来ていますけれども、その団体がなぜ選ばれたのか。選んだのは行政ですから。そこで、自分はここで何をすべきかということを中心に県民にも説明してもらいたいと思っています。

それから、1回目のときに、論議するときにあった1の(2)のイ、ここで漆原委員からクレームがついたのですけれども、この要望書の本旨は、だいたい今までの会議は全部2時間です。2時間を論議して下さって、30分は傍聴人にくださいよという趣旨であります。

2の3のところ、ぜひこれは重ねてお願い申し上げますけれども、居住する自治体で情報公開と住民監査請求等をおやりになってください。よく言います、お医者さんが初めて自分が患者になっていかに医者が乱暴かと

というのがわかったということを言うんですよ。それと同じようなことがおわかりになるのではないかなと思います。

一番最初に挙げたAの資料も、ぼくの居住する市ではないのだけれども、たまたま知り合いが開示請求をやるから受けに行くというところで一緒についていったらこの資料が手に入ったということです。ぼく自身は町と村はやっていないけれども、10市ぐらいに情報公開で顔を出しています。いろいろなことがわかってくるということでもあります。

それから、委員のほうからいきます。先ほどもわれわれの対応がそうだったんだけど、これは当推進会議の会議録の冒頭の部分であります。1のときと2と3では変わっているんですね。第2回目と、今年のところ。何が変わっているかという、事務局はおそらく気をつかったかと思うんですけど、第2回目を見てください。E2です。その5です。議事の概要と書いて、「事務局(鈴木) 事務局の鈴木と申します。お時間ですので。まずこれから傍聴者、報道機関の入室をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ご一同 はい。これが第1回目にはないんですね。なぜこうなるのか。はじめから入っていたっていいじゃないかとぼくは思うんです。すでにそうやっている審議会もあります。ですから、最初にぼくらがお願いした要望書も改めて検討していただきたい。

もう一つ、これは最後にFで出しました。これはおととい開かれた教育委員会会議の資料の中の一部、会議日程というところであります。6番目、議決事項のところのわれわれ傍聴人がいられたのは第5号報告だけです。あとは全部非公開になります。今度は文書館、あるいはわれわれが請求して会議録がどう出てくるかという、傍聴者がいたときの会議録しか出てきません。ところが、29号議案、30号議案は12月議会、これは今月28日に開会されるのですが、この議案なんです。そうすると、議会に提出すればだれでも見られる。秘密にすることはない。まさに時限秘なんですね。ところが会議録には出てこない。ですから、このへんのところも検討してもらったほうがいいのかなと思います。

それから、また飛び飛びになってすみません。発言要旨のところの一番最後ですが、Fです。ここのところも特に討議してほしい事柄になろうか

と思います。これは追加してもらえばありがたいなと思います。

それから、特にこのときに力説したいのは、討議してほしい事柄の2のところ。審議会等のうち、法に基づく委員会、例えば教育委員会なんかそうです。委員会等の会議録は電磁的記録により作成するものとし、発言者を特定すること。これに対してぼくは前から口頭で申し入れているのですが、今日また確認したのですけれどもこういうことです。合議制の会議でやって、委員会として発言があるのだから委員名を明記する必要はない。こういうことを考えている。これは事務局のことを委員長が発言していると思うんだけど、これをやると委員の発言、名前の特定できる議事録なんて絶対に出てこなくなっちゃうと思うんですね。これもまたおかしい、独りよがりなんです。ということです。

以上、長話になって、飛び飛びで申し訳ないんですけども、以上でございませう。

多賀谷会長： 傍聴人の方々、皆さん御意見よろしいですか。出られて入って来られた方がいてわからないのですが、まだ発言していない方、いらっしゃいますでしょうか。いいですか。

それでは御意見を一応、承りました。いろいろな御意見が今日はございました。これをどう対応するかということは、ここでは即時の判断で返答することはできませんけれどもさしあたり、私として見解を述べてこの会議を終わりたいと思います。

一つは、推進会議に非常に期待をされている、あるいは失望されたという声がございますけれども、推進会議の権限というものはやはりある程度限定されております。特にこの情報公開制度を活性化するという点についても、推進会議の役割。そして、何よりも開示請求者と行政機関との間で信頼関係といいますか、私は信頼関係というよりは緊張関係と言いたいのですけれども、緊張関係がうまく機能するということを図るのがこの会議の役割だと思います。

今日の御意見のうち、かなりの部分が立法論といいますか、制度改善についてのご要求があるわけですが。これは菅野さんどうでしょうか。制度改善というのはこの会議の役割でしたか。私もさっきから条文を探してい

たのですけども、ありましたか。ここで決めることはとてもできないわけですけれども、提言するような権限がありましたら。

多賀谷会長： 例えば、会議公開の話について、ここでそれが提言できるかというのは、情報公開制度そのものの話とは若干違う話なんですね。何かうまく考えないとそこまでは言えないかなという気が正直言ってございます。ちょっとそこらへんは検討事項にさせていただきたいと思います。

もう一つ、推進会議が行政側に取り込まれてはいかんといい御意見も重く承りたいと思います。1年、1年半たつとさすがの弁護士さんたちも、行政側の意見を聞いたらそっちに寄っているのではないかという危惧を。弁護士の方々はおそらく行政庁に給料をもらっているわけではありませんからそこまではいかないと思いますけれども、そういう御意見が市民のほうからきつく寄せられているということを重々配慮していただきたいと思います。

もう一つ、これは中谷さんの先ほどのコメントですけれども、基本的に私は情報公開制度というものは明るく透明な県政を作るというよりは、この制度を使ってある意味で行政と市民の方々がどのように将来政治を、あるいは県を持っていくかについてある種のバトルをする場であるという面もあると思います。例えば有名な例としては、授業で必ず言うのですけれども、京都府で賀茂川にダムを造るということを京都府知事が考えたことがあります。そのときに京都府内部でひそかに委員会を作って、そこで検討していた。それが途中で露見して、それに対して開示請求を市民団体が出した。開示請求は最終的には拒否されたのですけれども、同時に賀茂川にダムを造るという案も京都府知事が断念をしたという。そのときには当然、行政のほうとしては何とかダムを造ろうと動きますし、市民は何とかそれを阻止しようとしします。間にはたぶん市民側をサポートする市民側の弁護士さん、あるいは公認会計士とかそういう専門家に助けられていたと思うのですけれども、基本的に情報公開というのは行政と市民との間の、ある意味で公明正大といいますが、ちゃんとルールに基づく争いと言っては言い過ぎですけれども、そういう場であると私は考えます。

この会議は行政側に立つものでも、市民側に立つものでも、特定の問題に

ついてどっちかに立つものではありません。ただし、行政のほうでルール違反をした、という場合には、それをいかんと言ってチェックする、そういう立場であります。以上、私のほうは言い分はそれです。若干、今日聞きましたも、傍聴人の方々の意見では、この仕組み自体が十分機能していないのではないかという御意見もございます。その点は推進会議としても十分検討して、今回まではこれで一応、今日の議論についてはこれで終わりにいたします。これ以上は議論いたしませんけれども、問題は今後もこういうことは出てくると思いますので、今日の委員会での結論ならびに傍聴人の方々の御意見を十分尊重して、われわれ特に部会としては今後も会議を運営したいと思っております。それでは今日はどうもありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人